

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
春日部市	内牧地区	令和3年3月25日	年 月 日

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	143.69ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	84.54ha
③ 地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	54.91ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10.61ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	33.44ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	13.13ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地域農業者の年齢構成は、青年就農者（18歳～44歳）が5%、45歳～69歳が42%、70歳以上が53%、となり、高齢化が進んでいる。そのため、若手の担い手の確保が急務であり、今後、水田の農地集約及び圃場整備、畦畔の除去等による区画の拡大、畑の集約方法が課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

座談会を開き、農地の借り手の掘り起しや出し手の確認と農地の配分、再配分を話し合い、中間管理機構を活用しながら集約化を実現していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○中心経営体

属性	農業者(氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認定	A	果樹・水稲・野菜	4.47ha	果樹・水稲・野菜	5ha	内牧
認定	B	水稲	0.11ha	水稲	10.11ha	内牧・不動院野・新川・樋籠
認定	C	水稲・野菜	1.57ha	水稲・野菜	1.87ha	内牧
認定	D	水稲	2.02ha	水稲	4.02ha	内牧
	E	野菜	1.04ha	野菜	1.34ha	内牧
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	5 経営体		9.21ha		22.34ha	

備考欄

- 1 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
- 2 経営面積は、対象地区内の経営面積を表します。
- 3 現状の経営面積は、検討会の開催時期に合わせて、直近の面積に更新させていただきます。
- 4 中心経営体である B の経営面積については、法人化に伴い、耕作者の変更を行っているところです。
- 5 中心経営体である E については、認定新規農業者への申請をする予定となっています。